

健全化判断比率等の算定方法について

1. 実質赤字比率の算定

〔趣旨〕 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額 = 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

用語解説

ア 一般会計等とは... 一般会計及び特別会計のうち次の ~ 以外のもの
地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条の適用企業に係る特別会計
地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条の公営企業に係る特別会計のうち、 以外のもの
上記 及び に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、公営競技に関する事業、公立の大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業に係る特別会計

イ 実質赤字額とは... 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

ウ 標準財政規模とは...

地方財政法第 5 条の 3 第 4 項第 1 号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)。

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通地方交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額。

標準財政規模 = 標準税収入額 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通地方交付税 + 臨時財政対策債

2. 連結実質赤字比率の算定

〔趣旨〕 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

用語解説

ア 連結実質赤字額とは... 次の 及び の合計額が 及び の合計額を超える場合の当該超える額

一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

法適用企業の資金の不足額及び資金の剰余額の算定に当たっては、一般会計等と法適用企業に係る特別会計との会計方式の違いにより生じる負債又は資産の計上額の重複を防ぐために、一定の負債又は資産の額を、控除することとしている。

イ 健全化判断比率を算定する際の各会計区分を藤岡市の会計に当てはめると...

一般会計等とは...

- ・一般会計

公営事業会計とは...

- ・国民健康保険事業勘定特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険事業勘定特別会計
- ・介護老人保健施設特別会計

公営企業会計とは...

- ・水道事業会計（法 適）
- ・下水道事業会計（法 適）
- ・国民健康保険鬼石病院事業会計（法 適）
- ・特定地域生活排水処理事業特別会計（法非適）

連結実質赤字額を算定するため 及び については実質収支額、 については資金不足・剰余額を算出する。

3. 実質公債費比率の算定

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \\ \text{(3 か年平均)}$$

用語解説

ア 準元利償還金とは... から までの合計額

満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

一時借入金の利子

イ 特定財源とは...

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

ウ 基準財政需要額とは...

普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに下記の式により算定

$$\text{基準財政需要額} = \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{単位費用}$$

実質公債費比率ではこの交付税で算定された元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を分子及び分母から控除している。

4. 将来負担比率の算定

〔趣旨〕 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

用語解説

ア 将来負担額とは... から までの合計額

一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
連結実質赤字額
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

イ 基準財政需要額とは...

普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに下記の式により算定

$$\text{基準財政需要額} = \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{単位費用}$$

将来負担比率ではこの交付税で算定された元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額を分子及び分母から控除している。

5. 資金不足比率の算定

〔趣旨〕 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

用語解説

ア 資金の不足額とは...

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債－控除企業債等－控除引当金等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産－貸倒引当金）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額＋支払繰延額・事業繰越額）－解消可能資金不足額

解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（A＋Bの合計額）

A. 次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式／基礎控除額算定方式

B. 次の額の合計

- ・経常利益の額がある法適用企業の、建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- ・経常利益に相当する額がある法非適用企業の、建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- ・上記以外の公営企業の、同意又は許可を得て発行した建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

イ 事業の規模とは...

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。